



第7章 公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の実状や市域全体のバランス、財政状況等を考慮しながら、逐次、統合整備を検討していきます。

その検討にあたっては、行財政の効率化を基本としながら、既存公共施設の整備・配置状況や利用状況を踏まえ、公共施設の有効・相互利用を総合的に勘案し、住民の利便性や住民サービスの低下を招かないよう十分配慮します。

新市の庁舎は、本庁と支所からなります。新本庁舎が建設されるまでの当分の間、現三重町役場が本庁舎（一部は支所）となります。その他の町村役場は支所となります。

なお、支所については、新本庁舎が建設されるまで総合支所方式とし、住民に身近な行政サービス提供拠点として、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、適正な組織の維持、人員の配置を図るとともに、本庁と支所とを結ぶ情報ネットワークの形成等の必要な機能の整備を図ります。

また、将来的には、学校や公共施設等の空き施設が地域コミュニティの活動拠点として機能するよう、住民ニーズに沿いながら整備活用に努めます。

